

広島県告示第八百三十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年八月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅サービス事業者	名称	名称	所在地	廃止年月日
	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
	福山市三吉町南二丁目一番二号	福山市社会福祉協議会内海訪問入浴サービス事業所	福山市内海町八八番地の六〇	平成一九年五月二二日
	社会福祉法人福山市社会福祉協議会			